



悩みを解決!

年金Q&A



Q1

「国民年金加入のお知らせ」が送られてきたのですが、どうしてですか。

20歳になったときの加入
手続きは不要になりました

20歳になってから概ね2週間以内に日本年金機構から、国民年金に加入したことをお知らせするため「国民年金加入のお知らせ」の他「国民年金保険料納付書」、「国民年金の加入と保険料のご案内」、「保険料の免除・納付猶予制度と学生納付特例制度の申請書」、「返信用封筒」を送付しています。（「年金手帳」は別途送付されます。）

A1



Q2

20歳になって「年金手帳」が送付されてきました。ねんきんネットはいつから利用できますか。

20歳になってから、1ヶ月以上経過した後に、利用登録を行ってください。
（電子版「ねんきん定期便」の照会や年金見込額試算については、21歳到達月の2ヶ月前に発行される初回の「ねんきん定期便」の情報がねんきんネットに登録されるまでの間は利用することができません。）

A2



Q3

「扶養親族等申告書」はどのような人に送られているのですか。

所得税の源泉徴収の対象となる受給者へお送りしています。
老齢または退職を支給事由とする年金を受けている方のうち、受け取っている年金額が65歳未満で108万円以上、65歳以上で158万円以上ある方に送付しています。
配偶者や扶養親族がない方でも、ご自身が障がい者や寡婦（寡夫）に該当する場合は申告することで該当する控除が受けられます。
また、期限内に提出しないと一旦控除がない状態で源泉徴収されますが、提出することでさかのぼって所得税額を再計算します。（申告書を提出しても確定申告が必要な場合があります。）

A3



Q4

免除されていた保険料は、後で納めること（追納）ができますか。

免除されていた期間の保険料は10年以内のものに限り、後から納付することができますが、老齢基礎年金を受給している方は追納することができません。
（免除期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。）

A4



Q5

年金を受けていた本人が亡くなったが、年金送金通知書が届きました。どうすればいいですか。

年金送金通知書はゆうちょ銀行の窓口で現金により年金を受け取っている方に送付されていますが、亡くなられた方あての年金送金通知書で遺族の方が受け取ることはできません。
亡くなられた方がまだ受け取っていない年金は、遺族の名前で請求（未支給年金請求）して初めて受け取ることができます。
すでに死亡届を提出しているときには、お手元の年金送金通知書を日本年金機構に返送してください。

A5

